

# Ruby アソシエーション認定システムインテグレータプログラム

## ご利用規約

### (総則)

**第1条** 「Ruby アソシエーション認定システムインテグレータプログラム」(以下「本プログラム」)は一般財団法人 Ruby アソシエーション(以下、「当財団」)により運営されています。当財団は、本プログラムの参加条件として、認定システムインテグレータ規約(以下「本規約」)を以下の通り定めます。

### (認定システムインテグレータ)

**第2条** 本プログラムの認定システムインテグレータとは、次の各号に掲げる事項を満たす法人のことを言います。

- ① 5名以上の Ruby Association Certified Ruby Programmer (以下、「認定プログラマ」)が正社員として所属している。
- ② 当財団にて認定システムインテグレータとして登録されている。

### (認定システムインテグレータの種別)

**第3条** 認定システムインテグレータには、次の種別があります。

- ① Ruby Association Certified System Integrator Silver  
登録条件: 5名以上の Ruby Association Certified Ruby Programmer Silver 又は Gold が正社員として所属している。
- ② Ruby Association Certified System Integrator Gold  
登録条件: 5名以上の Ruby Association Certified Ruby Programmer Gold が正社員として所属している。

### (新試験配信開始に伴う登録要件)

**第4条** Ruby1.8.7 をベースにした試験の配信を終了し、2014年10月1日より、Ruby2.1に対応した新試験の配信を開始しています。この試験改訂に伴い、以下のように登録要件を定めます。

#### 1. 新規で申請する場合

各種別に応じた5名以上の Ruby Association Certified Ruby Programmer が正社員として所属している。ただしそのうち3名は Ruby. 2.1 対応試験合格者であること。

#### 2. 2016年3月以前に認定システムインテグレータプログラム登録事業者だった場合

各種別に応じた5名以上の Ruby Association Certified Ruby Programmer が正社員として所属している。ただし、現登録者の新試験合格を推奨します。

### (認定システムインテグレータの効果)

**第5条** 認定システムインテグレータは、Ruby アソシエーション認定システムインテグレータサイト(以下、「認定システムインテグレータサイト」)にて公表されます。認定システムインテグレータサイトには、認定システムインテグレータ名及び認定システムインテグレータのコーポレートロゴ・認定システムインテグレータホームページへのリンクが記載されます。

2 認定システムインテグレータは、Ruby アソシエーション認定システムインテグレータのロゴを使用することができます。

### (認定システムインテグレータ登録の申込)

**第6条** 貴社が、認定システムインテグレータとなるには、本規約を必ず熟読し、その内容に同意する必要があります。

2 貴社は、認定システムインテグレータ登録の

申込によって、本規約の内容に同意したものとみなされます。

- 3 認定システムインテグレータ登録の申込は、本規約に付録2として添付されている「Ruby アソシエーション認定システムインテグレータプログラム登録申請書」（以下、「申請書」）に沿って必要事項を記入し、当該申請書を当財団事務局まで送付して下さい。記入した個人情報を含む情報の管理については、本規約の付録1に規定する通りとします。
- 4 当財団が、申請書の記載事項、及び、年間登録料の入金を確認し、貴社を認定システムインテグレータとして登録したときに認定システムインテグレータ契約は成立します。
- 5 認定システムインテグレータ登録に関しての連絡は、申請書にご記入頂いたメールアドレスに通知されます。登録完了時の通知メールには認定システムインテグレータ ID が記載されます。

#### （年間登録料）

- 第7条 認定システムインテグレータの年間登録料は5万円（税込み）とします。
- 2 初年度の登録料は、登録完了日が10月1日から翌年の3月31日までの場合は3万円（税込み）、それ以外の場合は5万円（税込み）とします。ただし、既に Ruby Association Certified System Integrator Silver として登録されている法人が、年度途中で Ruby Association Certified System Integrator Gold として登録された場合、初年度の登録料は2万円（税込み）とします。
- 3 認定システムインテグレータの更新日は毎年3月31日とし、書面にて申し出がない限り、翌年以降も自動的に更新します。

#### （登録内容について）

- 第8条 認定システムインテグレータ申請書には、貴社のご担当者が事実の通り正確に記入して下さい。
- 2 登録した内容の変更があった場合には、速やかに当財団事務局まで、登録内容の変更を申し出

て下さい。

#### （認定システムインテグレータ登録の拒絶・抹消）

第9条 当財団が本規約に従って、貴社の認定システムインテグレータ登録を抹消したときは、貴社は認定システムインテグレータではなくなります。

第10条 貴社が次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知すること無く貴社の認定システムインテグレータ登録を拒絶または抹消することがあります。

- ① 申請書の記入内容に虚偽、誤記または入力もれがある場合
- ② 貴社が本規約に違反した場合
- ③ その他、当財団が、貴社を認定システムインテグレータとしては不適当と判断した場合

#### （規約の変更について）

第11条 当財団は、認定システムインテグレータからあらかじめ了承を得ることなく本規約を変更することがあります。

2 変更された規約は、認定サイトでの掲載をもって認定システムインテグレータに通知したものとします。

#### （禁止行為について）

第12条 全ての認定システムインテグレータの以下の各行為を禁止します。

- ① 認定システムインテグレータ登録・変更の際に虚偽の内容を登録すること
- ② 他認定システムインテグレータの認定システムインテグレータ ID の不正使用
- ③ 当財団または第三者への著作権その他の権利を侵害する行為
- ④ 当財団または第三者に迷惑・不利益を与える等の行為
- ⑤ その他当財団が不適切と判断した行為

2 当財団は、貴社が前項に規定された禁止行為のいずれかを行ったことが判明したとき、認定システムインテグレータ登録抹消、損害賠償請求等

の措置をとることができます。

#### (名称及びロゴの使用)

**第13条** 貴社は、認定システムインテグレータであることを表示するという目的に限り、「Ruby アソシエーション認定システムインテグレータ」という名称、及び、当財団より送付された「Ruby アソシエーション認定システムインテグレータロゴ」を使用することができます。

#### (認定システムインテグレータ ID の管理責任)

**第14条** 認定システムインテグレータ ID は、貴社で責任をもって管理して下さい。認定システムインテグレータ ID の第三者の盗用に伴い損害が発生しても、当財団は一切の責任を負いません。

**2** 認定システムインテグレータ ID の貸与・譲渡等は一切認めません。認定システムインテグレータ ID は、貴社による利用に限定して下さい。認定システムインテグレータ ID の貸与・譲渡等により発生した損害について、当財団は一切の責任を負いません。

#### (登録解除手続き)

**第15条** 貴社は、認定システムインテグレータとしての登録を解除の旨を、当財団事務局に通知することにより、認定システムインテグレータ登録を解除することができます。

#### (免責)

**第16条** 当財団は、当財団の判断により、認定システムインテグレータサイト内の各サービスの中断・遅滞・中止等（システムの保守点検による場合を含みます）を行います。これらを行うことによって損害が生じたとしても、当財団は一切の責任を負いません。

**2** 当財団は、システムのダウン、通信回線のダウンにより認定システムインテグレータサイト内の各サービスが中断・遅滞・中止等したことによって発生する損害について、一切の責任を負いません。

**3** 当財団は、当財団サイトを通じて貴社、貴社のお客様もしくは第三者に損害が生じたとしても、

一切の責任を負いません。

#### (合意管轄)

**第17条** 本規約の解釈には日本法が適用され、本プログラムに関して貴社と当財団の間に紛争が生じた場合は、その事物管轄に応じて松江簡易裁判所または島根地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

申請書に個人情報をご入力いただくにあたり、下記の内容をお読み下さい。

・ **個人情報の収集目的**

当財団が本プログラムに関して貴社から取得する個人情報は、下記の利用目的の範囲内でのみ使用し、その他の目的には利用いたしません。

- ① 認定システムインテグレータプログラムに参加されることで提供される特典／サービス、サポート、トレーニング、イベント、情報配信、キャンペーン
- ② 認定システムインテグレータプログラムを通じて提供される当財団との協業提案等活動、ビジネス支援施策
- ③ 当財団および認定システムインテグレータプログラムに関するアンケート、満足度調査

・ **個人情報の利用・提供・管理**

入力いただいた情報は、以下のいずれかに該当する場合を除き、いかなる第三者にも提供または開示致しません。

- ① 貴社の同意がある場合
- ② 業務委託先などに対し、当財団が委託したサービス以外に個人情報を利用することがないよう、あらかじめ契約を結んでいる場合
- ③ 法令等にもとづき要請された場合

当財団ではお預かりしている記者の個人情報を、不正アクセス・改ざん・破壊・漏洩などがおこらぬよう、厳重に管理致します。

・ **個人情報の開示／訂正などに関するお問い合わせ先について**

貴社は当財団に対して、いつでも当財団が有している貴社の個人情報を貴社に開示するよう求めることができます。また、開示の結果、当該個人情報に誤りがある場合は、貴社は当財団に対して、当該個人情報の訂正または削除を要求することができます。以上の開示、訂正または削除を要求される場合は、以下のお問い合わせ先までご連絡下さい。

一般財団法人 Ruby アソシエーション 事務局

住所 〒690-0003 松江市朝日町 478-18 松江テルサ別館 2F

E-mail : info@ruby.or.jp